

14. 21-478



1200501160831

21
8



始



743A-53

南支那南洋調查第六十二輯

佛領印度支那金融事情

臺灣總督官房調查課

14.21-478



凡例

本書は、元華南銀行西貢支店長・同海防出張所長として永く佛領印度支那に滞在せる田名瀬勝吉氏が調査せるものに二、三の訂正を加へて出版せるものである。

昭和四年三月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈本



佛領印度支那金融事情 目次

第一章 總說	一
第一節 產業概說	一
第二節 貿易概情	二
第三節 金融概情	四
第二章 金融機關	五
第一節 概說	五
第二節 印度支那銀行	六
第三節 其他の銀行	九
一、佛支商工銀行	九
二、印度支那不動產銀行	二
三、佛國及植民地金融會社	三
四、西貢銀行	三

五、橫濱正金銀行……………一三

六、香港上海銀行……………一三

七、渣打銀行……………一三

八、東亞銀行……………一四

九、富填銀行……………一四

第四節 金融補助機關……………一四

一、市營質屋……………一四

二、支那人及印度人金貸業者附信局其他……………一五

第三章 幣制・通貨及金利……………一七

第一節 幣制及通貨……………一八

第二節 金利……………二〇

第四章 金融界の情勢……………二二

第一節 金融繁閑の季節……………二二

目次

第二節 西貢金融界の趨勢……………二三

第三節 海防金融界の趨勢……………二三

第四節 米産業に對する金融の概況……………二三

第五章 爲替事情並商習慣……………二六

第一節 概 說……………二六

第二節 爲替相場の建て方……………二七

第三節 爲替相場の見方……………二七

第四節 貿易關係より見たる爲替狀態……………二八

第五節 輸出入爲替の種類及手形期限並郵便日數……………二九

第六節 商習慣……………三〇

(目次終)

目次

第一章 總説

第一節 産業概況

一、農業

二、畜産

三、林業

四、漁業

五、工業

六、商業

七、交通

八、金融

九、人口

十、教育

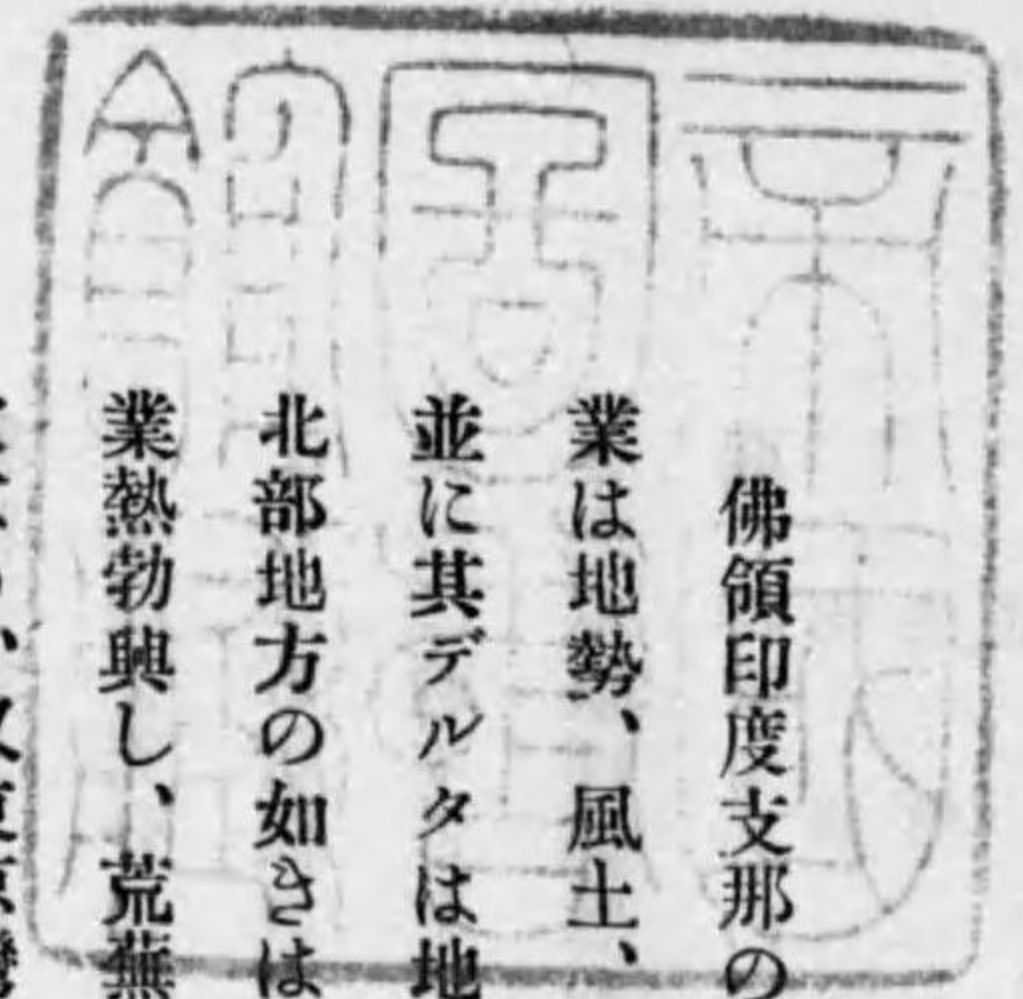
十一、衛生

十二、その他

佛領印度支那金融事情

第一章 總説

第一節 産業概況



佛領印度支那の金融事情を叙説するに當り、順序として産業の状態及貿易の趨勢を見るに、主産業は地勢、風土、気温等により自から限定せられ、北部紅河の流域所謂東京平野及南部メコン流域並に其デルタは地味肥沃で米、玉蜀黍等の農耕に適し、一般に殆んど施肥を要しない。東京及安南北部地方の如きは年二回(年三回作の地方もあり)米の收穫がある。又近年は護謨、珈琲等の植林事業熱勃興し、荒蕪地の開拓せらるゝものが多く、殊に護謨の生産量は漸増して現在既に重要輸出品となり、又東京灣及近海に於ては支那人及土民が幼稚なる方法に依り漁業に従事しつゝあるが、其鹽魚、乾魚の生産額は逐年増加の傾向を辿り、是亦輸出品中重きをなしつゝある。尙亦東京、安南其他の山地は石炭、亜鉛、錫、鐵等の礦物に富み、就中無煙炭最も豊富にて、東京鴻基炭山ホンゲイの如きは其埋藏量實に無盡藏とさへ云はれ、更に安南山脈其他には未だ斧鉞を入れざる深林連續重疊して、

其面積五千萬「ヘクタール」に及び、熱帯性樹木は數千種に亘り「リムグー」其他殼斗科松柏類及籐竹等建築用家具用材に富むが、運搬交通の便不充分の爲め未だ林産業の充分なる發達を見ない情態にある。今後運輸交通の途開發せらるゝに至らば斯業も復其有望なるを思はしむるものがある。其他製糖事業と云ひ、製鹽業と云ひ、現状に於ては尙幼稚の域を脱し得ないが、將來に於て發展擴大する余地を充分に備へてゐる。如斯同領は水陸山野の何れを問はず、至る處天恵の資源、自然の寶庫ならざる所無き有様である。又一方土民約二千萬は一般に文化の程度は低いが、體質は強健で良く農耕に適するを以て大部分は農業に従事し現在其米田總面積は三百萬「ヘクタール」に達してゐる。要之本領は純然たる農業本位産業國であつて、製造工業、商業に至つては全体より見て未だ甚だ微弱で特筆するの域に達してゐない現状にある。

第二節 貿易概情

本領に於ける國產物としては米及玉蜀黍等の農產物並に護謨、鹽、乾魚、石炭其他の礦物を主とし、且何れも之等は重要輸出貿易品目に列してゐる。殊に産米たる西貢米（東埔樂米は殆んど西貢にて精米せられ西貢米として同港より輸出せらる）及東京米の輸出數量は、近年増加して一九二七年の如きは約百七十萬噸に及び輸出品の大宗として純輸出總額の六割三分餘に當り第一位を占め、常に同領貿易の消長を支配してゐる、同年に於ける重要輸出品の輸出状態を見るに純輸出總額二、

九八一、三二六千法にして其内譯は左表の通りである。

品名	輸出額	純輸出額に對する比
米及副産物(粃及芝米糲等)	一、九〇〇、七五四 _{千法}	六三・六%
護謨	一九二、五四九	六・五%
鹽魚、乾魚	一三七、八九六	四・六%
石炭	九六、一二八	三・二%
胡椒	七三、七二九	二・五%
生獸物	四四、四四四	一・五%
玉蜀黍	四〇、五〇八	一・三%
亞鉛礦	三九、七九五	一・四%

而して佛國及同植民地向としては輸出總額の僅に二割一分に當り残り七割九分は支那、香港、日本、新嘉坡等東洋各地を主なる消化地とする。其主なる輸出品は米である。

次に原資生産國の常態として本領には一方に於て衣食住に缺くべからざる生活必需品即ち諸加工製品の供給を必要とし、是等の輸入額は一九二七年に於て二、六八五、八六四千法にして、何れも必需品で其輕重を區別し難いが輸入額一億法以上の物質を掲記すれば左の通りである

品名	輸入額	純輸入額に對する比
綿布類	二二九、四九八 _{千法}	八・五%
諸機械	一七六、九八二	六・六%
石油及エッサンス	一六二、二四三	六・〇%

絹織物
金屬製品
砂糖

一四一、八四三
一四、九九四
一〇一、六四一

五・三%
四・七%
三・八%

等で其外鐵、鋼及同製品、自動車及同部分品、護謨製品、棉花、煙草等種々雜多を數ふ。之等輸入品の仕出國は總額の約五割は佛國及同植民地で、諸外國よりの輸入は残りの約五割に相當してゐる

第三節 金融概情

産業の情勢及貿易の概要は先づ上叙の通りであるが、次に同領金融の大勢は之を農業金融並に貿易金融と云ふを得べく、其産米は近邦蘭貢及暹羅の産米に比較する時は輸出量に於て幾分の遜色はあるが、既説の通り輸出品の大宗として國民經濟上缺くべからざる深き關係を有し、又同領産業の對外的關係より見ても國際貸借の點より見ても、共に最も重要な地位を占め播種より收穫、消化に至る迄資金の需要は相次ぎ、常に金融界に直接間接刺戟を與ふる所で、同領金融の繁閑動靜は一つに稲作の良否、産米の豊凶及輸出の盛否によつて左右支配せらるると云ふも過言ではない有様である。

同領に於ける金融市場としては總貿易の約八割を吞吐する西貢を中心市場とし、北部東京米の輸出港たる海防之に次ぎ、ブノム、ペン、河内、南定其他の小市場は在るが、何れも狭小で、前二港の供配範圍内に屬するものである。西貢、海防に於ては其市場を構成する主要機關たる銀行間には何等の統一が無く、又中央銀行たる使命を帯ぶる印度支那銀行は、紙幣の發行權及公金預金を取り

扱ふ等の特權を有して潤澤なる資金を擁し、業務上獨專的立場に據り一頭地を抜き、其他の銀行は外國爲替業務を主眼として設置された支店銀行が多く、外に佛人系拓殖金融機關が一、二あるのみにて、各銀行間コールの取引も無く又預金、貸出金利其他業務の協定も無く、各行自體の事情に由り單獨方針の基に業務の遂行を爲す有様である。印度支那銀行金利の如きも殆んど釘付状態で、金融の繁閑に由つて其移動を示さない。組織整然たる我國金融市場の如きは、中央銀行に於ける割引手形の増減、コール金利の移動高低が金融動靜のバロメーターとなるが、本領に於ては稍其事情を異にし、極めて無秩序である。前述の通り同領産業の將來は發展開拓の餘地が充分存するが、金融機關としては現在不十分ながら農業金融及貿易金融に對する機關が存在するのみにて、拓殖的金融及企業に對する金融機關としては未だ充分ならざる状態にある。

第二章 金融機關

第一節 概説

同領に於ける金融機關としては佛人系に屬するもの、中の印度支那銀行が中央銀行の任務を採つて居るが、又普通銀行、業務は勿論商業銀行、爲替銀行及拓殖銀行の業務をも兼營して居る。尙其外専門に興業拓殖的銀行もあり等して各方面に對する形は備つて居るが、土地廣大なる割合に支店所

在地も少なく、充分發達して居ると見る事は出来ない。此外英國系、日本系、支那系に屬する外國銀行が主なる市場に支店を設け、主に貿易金融に當つて居るが、印度支那銀行が有力なる基礎根底の下に低利廻りの資金を擁し、排他的、競争的態度を以て大に活動して居る爲め、外國銀行支店等の活動、經營は仲々苦境に陥つて居る有様である。尙此外金融補助（下級）機關とも見るものに印度人、支那人の金貸業者公設質舖等がある。

第二節 印度支那銀行

印度支那銀行(Banque de l'Indochine)は、一八七五年同領の産業開發を其主眼として、佛國に於ける「コントアール・デスコント」銀行、「ソシエテ・ゼネラル」銀行、巴里・和蘭銀行の合同經營にて、資本金八百萬法（一株五百法一萬六千株四分一拂込）の株式會社植民地銀行として設立せられ、巴里に本店を置き其後幾何もなく西貢、ボンディシエリー等に支店を開設した。而して同行は設立と同時に銀行券の發行權を政府より付與せられ、且本國親銀行の資金援助、經營指導其宜しきを得たる爲め業務は順調に進展し、一八八四年海防に、其翌年トゥラヌに店舗を増設し、佛領印度支那全体に亘る金融上の實勢力を握り、其信用益擴大し一八八八年印度支那に於ける中央銀行たるのみならず、更に極東に於ける佛國の利益を代表する政府の機關たるの特質を帶ぶるに至つて基礎愈安定し、領内、支那、印度其他各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的に

其機能を發揮し、他面産業の啓發及商工業の興振に力を致し、順調に發達し資本金も漸増して現在七千二百萬法となり相當内容ある今日に至つたのである。同行の營業振りは特殊銀行の弊として取引手續等煩雜に流れ、均子定規式に傾き丁寧親切を缺くとの世評がある。其態度は排他的、獨斷的では專横と感ぜられる事さへある爲め、同業者並に一般顧客の氣受は餘り良好ならざる模様である。今一九一六年及十年後の一九二六年に於ける、同行資産負債表を比較すれば、左記の通りにして以て如何に業務の擴大進展しつゝあるかを窺知するに足る。

資 産		一九一六年	一九二六年
未拂込資本金	三六、〇〇〇、〇〇〇 ^法	三、六〇〇、〇〇〇 ^法	
國債公債及社債	一〇、九五四、七一	一六、七九六、七九七	
貸 上 金	一、五二八、四三八	二、三七四、五八四	
現金手許在高	五八、五三三、九四八	五三一、八三六、〇八一	
地金銀及硬貨 (註)	二〇〇、〇〇〇	五、五六九、七三一	
有 價 證 券	一〇三、〇八九、四六〇	一、四二六、八六六、二七六(國防證券)	
取立手形(各地向ク)	三〇、〇三九、一二八	一六二、七二九、八〇四	
當座及擔保貸	八三、六六八、〇六四	六九一、一八五、一一四	
他 店 へ 貸	一七、三三五、八三三	四五〇、五六九、四〇六	
不 動 産	八、一〇三、〇九五	八、〇〇〇、〇〇〇	
合 計	三四九、二五二、六七七	三、二九九、五二七、七九三	

負債	一九一六年		一九二六年	
	法	法	法	法
資本	四八,〇〇〇,〇〇〇	七二,〇〇〇,〇〇〇	八五,五五二,〇〇三	一,五四九,二一七,〇四二
積立	四七,四四四,七六五	八五,五五二,〇〇三	六九一,四一九,八九四	九八,五〇三,三九七
流通銀行券	九四,〇二四,二六九	一,五四九,二一七,〇四二	四,九二九,九六八	一六三,〇三〇,二三七
當座預金	四四,七二八,一〇七	六九一,四一九,八九四	九八,五〇三,三九七	四五六,六〇四,八三八
定期預金	六,九三五,九〇〇	九八,五〇三,三九七	四,九二九,九六八	一二九,三九六,九七三
支拂手形	一,二一七,八三八	四,九二九,九六八	四,二五七,四三一	七,〇七六,七〇九
取立勘定	一二,九五四,五二三	一六三,〇三〇,二三七	四五六,六〇四,八三八	一二九,三九六,九七三
他店ヨリ借	四七,六二四,〇九二	四五六,六〇四,八三八	四,二五七,四三一	七,〇七六,七〇九
印度支那公金預金	三五,六九六,六三九	一二九,三九六,九七三	四,二五七,四三一	七,〇七六,七〇九
未拂配當金	二,六三一,二九七	四,二五七,四三一	七,〇七六,七〇九	七,〇七六,七〇九
再割引手形	四九九,二九〇	七,〇七六,七〇九	七,〇七六,七〇九	七,〇七六,七〇九
損益勘定	一,二九六,三七九	五,六〇六,二八五	二,三九九,五二七,七九一	三,二九九,五二七,七九一
上半期	一,二九六,三七九	五,六〇六,二八五	二,三九九,五二七,七九一	三,二九九,五二七,七九一
下半期	三,五九〇,五七五	二,三九九,五二七,七九一	八,〇〇〇,〇〇〇	三,二九九,五二七,七九一
不動産償却準備金	二,六〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
合計	三四九,二四三,六七四	三,二九九,五二七,七九一	三,二九九,五二七,七九一	三,二九九,五二七,七九一

註 萬位以下は不明、又本表の資産、負債合計額の一致しないのは仙位を切捨てたるがためである

同行の業績は上記の通り順調に進展したる爲め、株式市價は昂騰に昂騰を續け、一九二六年に於

ける最高市價は一九一六年の最高市價に比し約五倍に達した程である。同期間に於ける年別市價及毎年配當額は左の通りである(一株五百法)。

年別	市價				一株に對する配當額
	最高	最低	平均	均	
一九一六年	1530	1145	1145	法	57.5
一九一七年	1410	1145	1145	法	60
一九一八年	1835	1400	1400	法	70
一九一九年	2400	1630	1630	法	85
一九二〇年	270	1695	1695	法	115
一九二一年	3115	1705	1705	法	115
一九二二年	3315	1925	1925	法	135
一九二三年	4000	2800	2800	法	155
一九二四年	4650	3703	3703	法	175
一九二五年	4300	3000	3000	法	195
一九二六年	7400	3800	3800	法	245

第三節 其他の銀行

一 佛支商工銀行(Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie)

同行は佛國系銀行であるが、元は一九一三年中法實業銀行(Banque Industrielle de Chine)として資本金四千五百萬法(一九二〇年一億五千萬法に増資)にて設立され、主に支那大陸を活動地域とし

て一時相當の成績を挙げた銀行である。併し歐洲大戰後一般財界の悪化と共に業績不振を來し、遂に一九二一年破綻の悲境を見、超へて二十二年十月資本金千萬法を以て再開し中法實業銀行整理會社 (Société Française de Gerance de la Banque Industrielle de Chine) の名義にて専ら業務整理に力を致し、更に二十五年十一月現在の行名に改稱し今日に至つたものである。資本金は其後二千萬法に増額し、一九二七年末更に増資して五千萬法となつてゐる。同行は普通商業銀行として資金の自由其他の點に於て勿論印度支那銀行に遠く及ばないが、破綻前の如きは顧客の吸集に業務の増進に積極的に力を致し、印度支那銀行に對し絶體對抗主義を以て經營し來り相當成績を擧げてゐた。破綻後の今日は前身銀行業務の整理期中にもあり、經營方針の改善と一般顧客の信認は昔日の感なく、難關に遭遇して居る爲め活動も充分ならざる模様である。領内には西貢、海防、河内、ブノム、ペン、グイン、トゥラヌに店舗を有して居る。

一九二六年末に於ける同行資産負債表は左の通りである。

資 産		負 債	
預々金並に現金	一八五、〇一九、二〇三 _法	資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇 _法
有價證券	二九九、八九八、六〇六	積立金	一一、六〇一、八二七
當座貸越	二二三、五二三、六〇六	流通資本	九三、〇二九、〇七〇
		中法實業銀行より引繼 四三、〇一九、〇七〇 _法 爲替資金	

貸付金	六、九七八、七二一	當座預金	四四四、一九二、九八八
支拂承諾見返	二一、六五七、六一七	定期預金	一一五、六五六、一〇八
東洋各店勘定	六、一六三、七八七	支拂手形	五、六五六、四六五
取立手形	三八、九二八、九二八	支拂承諾	二一、六五七、六一七
其他の債權勘定	七、九四六、六六八	取立勘定	三八、九二八、九二八
		其他の債務勘定	五、二〇五、一六四
		前期繰越金	七一五、〇三五
		損益勘定	三三、四七三、九三三
合 計	七九〇、一一七、一三六	損益勘定	一九二五年 一九二六年
		合 計	七九〇、一一七、一三五

備考 右表資産負債合計額の一致せざるは仙位を切捨てたるに因る。

二 印度支那不動産銀行 (Le Credit Foncier de l'Indochine)

同行は一九二三年資本金二千萬法を以て設立され、本店を巴里に、西貢、海防、河内に支店を有す。主要業務は名稱の通り印度支那に於ける不動産を抵當とする貸付及之に附帶する銀行業務を司る拓殖的金融機關で、現在は公稱資本金五千萬法であるが、投資活動の範圍は狭少である。設立後日尙淺く充分發達の域に達しないが將來有望にて且重要なる使命を持つものである。

設 立 一九二三年二月

存續期間 九十九年

公稱資本 一九二六年末 五〇、〇〇〇、〇〇〇法
 未拂込株金 三、七三八、一八七法
 諸積立金 一五、八七〇、二四三法

三 佛國及植民地金融會社(La Société Financier Française et Coloniale)

同社は資本金五千萬法にて佛國植民地に於ける事業資金の供給を主要業務とし、巴里に本店を、領内には西貢、海防に支店を設けてゐる。印度支那に於ける活動は未だ充分と云ふ程度に至らざる現状にある。

設立 一九二〇年
 存續期間 五十年
 資本金 一九二六年末 五〇、〇〇〇、〇〇〇法
 未拂込株金 二二、三三八、五〇〇法
 諸積立金 五二、八〇四、三二四法

四 西貢銀行(Banque de Saigon)

同行も佛國系の商業銀行にて、一九二六年十一月設立、資本金一千万法の株式會社で、管理店を巴里に置き、西貢は本店である(西貢一九二七年五月開店)が、開設早々の爲め其業績に就ては不明

である。尤も資本金を五千萬法迄増資する事を定款に規定し、昨年十一月重役會は三千万法に増資するを決議してゐる。

五 橫濱正金銀行(Yokohama Specie Bank)

同行は同領に於ける本邦唯一の特殊爲替銀行で、其活動振り、業績等は世間周知の通りであるから茲には省畧する。一九二〇年西貢に支店を開設したが、印度支那銀行並に基礎強固の相當地盤ある外國銀行と對立する事となり、尙新設店として預金の吸集、取引の増進等仲々困難なるなめ自然資金外國銀行に比し割高となり、營業成績餘り香しくなかつた様であつたが、最近は専ら爲替業務即ち貿易金融に力を致し其勢力西貢市場に一頭地を抜かんとするの有様にて、一般の氣受も宜しく相當好果を收めつゝある情態にある。

六 香上銀行(Hongkong Shanghai Banking Corporation)

同行は香港に本店を置き、資本金五千萬弗にて紙幣の發行權を有する香港政廳の機關銀行にて、西貢、海防、河内(代理店)に店舗を置く外國銀行中其活動力は首位を占め、貿易金融に従事し執務振りは所謂英國流にして懇切、敏活、一般の氣受も良好で、西貢支店の如きは市場に重きをなしてゐる。

七 渣打銀行(Chartered Bank of India, Austraria and China)

同行は資本金三百萬磅、倫敦に本店を置き、香上銀行に次ぐ英國系銀行にして、領内には西貢、海防に店舗を置く。其活動の程度は香上銀行には及ばない。海防店の如きは經營不振の状態にあつたが、近年大に活躍し爲替の取引も相當大口に應ずる事となり、一般の氣受も亦良好に赴きつゝある。

八 東亞銀行(The Bank of East Asia)

同行は本店を香港に置き、資本金千萬弗にて、西貢支店は一九一九年に開設され、支那商相手の預金貸出等専ら地方的業務を主としたが、近年は上海及香港店と連絡を取り爲替業務を營むに至り、歐洲人との取引も漸増して現在業績は順調に向ひ、他の外國銀行に遜色なき状態にある。

九 富填銀行(Futien Bank)

雲南省の機關銀行にして、一九二二年海防に支店を開設したが、營業甚だ不振の模様である。殊に唐繼堯の死後雲南政情安定を缺き、従つて同行の活動も余り見るべきものなき爲め、海防店の成績亦舉らず副業的に雲南貿易物資の通關事務に當りつゝある現状である。

第四節 金融補助機關

前記諸銀行の外、補助機關とも見るべき^{下級}金融を司るものに市營質屋、金貸業者及信局なるものがある。其大要を述べれば

一 市營質屋

往年領内各地に私營質舖なるものがあつたが、徒らに高利を貪り、手段方法宜しからず、細民金融機關として害多くして不適當と認めたるを以て、此營業を禁止、之に代るに相當資産を有し信用ある支那人(又は土人)に市の命令に依り期限を定め(普通四年を一期)質業を兼營せしめ、市は取扱手續及利率等に制限を加へ之を監督し、細民に對する金融を司らしめてゐる。

二 支那人・印度人の金貸業者

領内至る所に支那人の金貸業を營むもの多く在住し、土農及小商工業者は普通之に依つて金融を付けつゝあるが、其勢力は山間僻地に迄瀰漫してゐる有様で、彼等の貸付方法は擔保付及無擔保何れにも依り、無擔保の場合は連帶責任者を立てしめ、擔保付としては、農民に融通の場合は其農作物の收穫を引當とし貸金を相當額の物品にて回収する方法を取るもの多く、貸付期限は三ヶ月より六ヶ月位迄にて、利率は普通月三分乃至四分見當の高利を貪り、惡辣なる輩の爲め窮迫せらるゝもの甚くない。併し少額なる需要にも應ずること、取引手續が割合に簡單で如何なる僻地にも存在し便利なる爲め、金利高とは知りつゝも土農、細民の之に頼るもの多く、以て今日の勢力を保持するに至つてゐる。此外西貢市には Chetty (通稱チャッテイ)、他の南洋諸國では Chetty (と稱する印度人金融業者約三十軒、一區劃をなして營業を行つて居るが、是又相當地盤を築き勢力侮るべからざるものがある。彼等は凡て印度マドラスに本據を有する一種族で、殆んど全部が金貸業を主業とし

て各地に出稼ぎして利殖の途を講じ、中には相當巨額の資金を擁し（百萬、二百萬の資本を有するもの少からず）、其制度組織は支那人の夫れに比し稍進歩したものである。南洋特殊の金融業者で南洋でチェツタイと云へば直ぐ金貸、高利貸の代名詞となつて居る位著名である。其勢力範圍は印度大陸は元より英領緬甸、蘭領印度、新嘉坡、馬來半島各地に亘り、抜くべからざる。下級金融上の覇權を握るに至り、漸次北進して西貢にも及ばし來れるものである。尤も領内西貢以外の地には餘り居住者を見受けない。其貸付方法は大体支那人と同様で金利は、支那人同業者より低利のものもあるが、月賦濟崩しの貸付の如きは非常な高利率に當るものがある。彼等の業務は金貸を主業とするも預金の吸収をなす者あり、爲替の思惑賣買をなす者あり、或は雜貨商等を兼營する者あり、又は銀行と密接な關係を取結び、銀行と地方細民との中間に立ち、銀行より資金を借入れ之を細民に金融する者もある。即ち銀行の立場より見れば信用調査等充分ならざる地方細民に對する小口放資を、比較的事情に通ずる彼等をして仲介者とし、直接貸付の衝に當らしめ、其權利を轉嫁せしむるの形となり、補助機關として之を利用するので、彼等に對する投資は一見危険と思はるゝが、事實は殊部落民の常習として團結心強く、組合を作り相互に資金の融通を計り、互助の精神に富み、良く連絡を取り、殊に宗教心に厚く、商業道徳を重んじ、同種族の信用を失墜せしめざる事に専念する良風がある。如斯營業振り堅實なればこそ良く今日の強大なる勢力を捷ち得たる所以である。故に

彼等に對する投資は危険率少く、銀行に於ても遊資の消化策として投資する向もあるとの事である。尤も銀行が所謂高利貸に投資して彼等の業務を助長するのは是非に付ては自ら問題外である。爰にはチェツタイ中には斯く迄に信用ある者の有るといふことに止めて置く。

附 信局其他 同領内在留の支那人は其數約四十萬と稱せられるが、支那内地に見る錢莊、銀號なるものは無い。其代り華僑の郷里送金並に金融信書の託送を業とする信局と云ふものがある。同領へ出稼ぎの華僑は其數に於て廣東が最も多く、汕頭、厦門、福州之に次ぐが、是等の地方別に信局がある。即ち廣東人の爲めには廣東人信局、汕頭人の爲めには汕頭人信局なるものがある。而して信局其ものを專業とするものは殆んど無く、普通貿易商又は雜貨商等の兼營に係るもの多く、支那人の大集合地たるシヨロン市には約三十軒近き信局がある。本業は支那人間特有の信用感念と古來よりの慣習とにより、安んじて利用する對支那人の機關で、業務の性質より見て金融機關と云ふより一種の郵便局的事務とするものであるが、其取扱年額は（主に引受送金）大體三百萬弗を下らざる模様で、金融市場に及ばず影響もあり旁々附記した次第である。

其他我が國に於ける日掛講、無盡講式金融方法もあるが、取立て、云ふ程の事もない。

第三章 幣制、通貨及金利

第一節 幣制及通貨

同領の幣制は銀本位制で、銀貨「ピアストル」(Piastre = 比弗)を本位貨とし、財政上の收支並に一般商取引に用ひられてゐる。此幣制に就ては佛國に於て同殖民地通貨を全部本國同様、金本位制に改め「フラン」貨に統一を計つたが、同領のみは香港、支那等對銀貨國貿易關係が密接で、逐年増加しつゝある國際取引決済上に不便を感ずること、同領製産品が銀貨外國市場にて他國品と競争上支障を來すべきこと及永年愛好し來れる土人に一恐慌を來さざるや等を考慮して、今日尙幣制改革を斷行し得ざる所で、將來其實現の日の何れに在るやは之も容易に豫測出來ざる所である。

通貨は「ピアストル」銀貨を單位とし之を百仙に分ち、其種類純分重量は次の通りである。

種類	純分(位)	重量(瓦)	強制通用制限
一比弗銀貨	九〇〇	二七・〇	(無制限)
五十仙同	九〇〇	一三・五	(同)
二十仙同	新舊 九〇〇 舊 八三五	六・〇	(貳弗)
十仙同	新舊 九〇〇 舊 八三五 六八〇	三・〇	(同)
五仙ニツケル貨		二・七	
一仙青銅貨			
外にサハツク貨(銅、亞鉛、眞鍮貨)			

以上の硬貨の外、印度支那銀行は紙幣を發行して居る。

一〇〇	ピアストル券
二〇	同
五	同
一	同

右は同領に於ける法的通用貨の概況であるが、土人は智識程度低級なるもの多く、硬貨を愛好して兌換銀行券の授受を好まない。又金融機關を利用せずして手許金を死葬するの惡風がある爲めに、紙幣の流通力は遅々として擧らず、大正十一、二年頃に於ても利殖に敏き東京一部の支那人は土農の硬貨愛好癖に付込み、印度支那銀行より一弗銀貨を受取り(當時銀行にては一弗銀貨は一般顧客の兌換には應じないで、米手形賣手等常得意の懇望により特に支拂金の半額又は三割位を銀貨にて支拂つてゐた)、農産物收穫時期に於ける初代金の支拂に當つて、千弗に對し貳拾弗乃至參拾弗見當を割引して銀貨にて支拂ひ、又同様の割合にて銀行券と交換して、奇利を得たる事がある。印度支那銀行に於ても其惡弊の瀾漫せんことを恐れ、又銀行券の流通を圓滑ならしむる爲め、一弗銀貨の支拂に大に手心を加へたる爲め紙幣は漸次土人間に流通圓滑となつたが、一弗銀貨は現在相當額彼等により死藏されつゝある模様である。市場では餘り之を見受けない。又五十仙銀貨は一九〇七年法令により其鑄造を停止した爲め現今殆んど市場に其姿を見ない。又同年二十仙、十仙の新貨(純分

六八〇)を鑄造發行し漸次舊貨を引揚げた爲め、現今は殆んど新貨のみ流通して居る。「サベック」貨(Sa Paque)は土人間に通用している穴明き錢である。尙其他老樞、柬埔寨の一部には舊來の慣習により金棒、銀棒、鐵棒等を今尙貨幣代用品として取扱つて居る状態にある。

第二節 金 利

同領に於ける金利は、經濟的關係及貿易事情に因り支那其他東洋各地金融市場の金利と大差なく一般に高率である。金融界は貿易の關係で殆んど週期的に年々繁閑動搖を來すが、銀行金利は殆んど釘付状態で移動は少ない。其理由は、主なる市場は貿易金融が其主體を爲し、而も中央銀行たる印度支那銀行は紙幣の發行權を有し、政府預金を取扱ひ、常に低利廻りの資金が潤澤で且又一般銀行に對し金融を計らない態度にあり、其他の銀行は諸事情に因り預金貸出等地方的業務の取引少く、主に貿易金融に従事する爲め、爲替の運用操縦により必要な資金の調達、遊資の消化を爲す結果爲替相場の移動は常であるが、金利の移動は余り之を見ないのである。

銀行金利

預金利率—印度支那銀行は無利息を原則とし利息付預金を取扱ひ得るが、(一)其金額が拂込資本金を超過せざること、(二)其利率は割引歩合の半を出づる可からざることの二條件の制限規定があり、往年は利息付預金を取扱はなかつた様であつたが、現今は定期預金には顧客の爲め低利を附して居

る有様である。

其他の銀行は皆資金吸收の必要上各種預金に利息を付け居るが、各行區々で、其大体は

定期預金—三ヶ月年二分五厘—三分、六ヶ月三分五厘—四分、一ケ年五分—五分五厘

當座預金年貳分—貳分五厘

小口當座預金—年參分—參分五厘(本預金銀行によつて取扱ひ全銀行が取扱ふ預金ではない)

銀行によつては前記利率より五厘乃至一分五厘方高率を附するものもある。

貸出利率—印度支那銀行の利率は

貸付金—最高年一割—普通年八分—最低年七分

割引手形—最高年九分—普通年八分—最低年七分

當座貸越—最高年八分—普通年八分—最低年七分

右利率も資金状態等にて各銀行區々で、銀行によつては右利率より一、二分高率のものもある。

第四章 金融界の情勢

第一節 金融繁閑の季節

同領金融界の情勢は、主に貿易の盛衰如何により左右せらるゝことは既説の通りで、貿易品中産

米は輸出品の大宗として總輸出額の約六割三分(一九二七年)に當り、同領貿易の消長を支配する物産であるから、金融の繁閑動靜は産米輸出期に於て緊縮繁忙を來し、然らざる期間は緩慢に閑散を告げるのが全般に亙る大勢である。主要市場たる西貢、海防の状況を左に略記せん。

第二節 西貢金融界の趨勢

西貢に出廻る所謂西貢米(柬埔寨米も一部分含む)は、年一期作で輸出季節は毎年十二月末より翌年六月頃迄で、三、四、五月が最も旺盛である。又玉蜀黍の輸出も此時期であり、且支那人、安南人等の最重要決濟期たる舊曆年末も此上半期にあるから、資金の需要は引續き旺盛で金融界は緊縮を來し、殊に二月より五月に至る四ヶ月が最も繁忙の季節である。七月以後の貿易は輸出入共に、上半期に比し減退し、十一月以後年末に際し、多少資金の需要が起り小繁を呈するが、此間は概して金融緩慢で七、八、九月が最も閑散の季節である。

第三節 海防金融界の趨勢

同市の金融界も重要物産たる米の輸出期と否とに因り繁閑が區分せられるが、同港輸出の東京米は年二期作(三作の所もある)、其第一期作の輸出期は四、五、六月頃で、第二期作の輸出期は九、十、十一月頃で、此間は概ね繁忙期であるが、第二期作は其產量第一期作に比し約五割増しを普通とするが故に、自然輸出も旺盛で此間が最も緊縮を告げる。而して舊年末たる二月初旬頃及新年末は決

濟資金の需要があり小繁を呈し、七、八月が最も閑散の季節である。東京米の輸出量は年十六、七萬噸を普通とし、西貢米に比し甚だ少量ではあるが、西貢港に於ける西貢米と同様、海防港貿易に重要な地位を占めてゐる。

斯くの如く西貢と云はず海防と云はず、其金融市場に與ふる主なる刺戟たる産米の輸出期が、年々殆んど同様であるから、金融の繁閑動搖時期も毎年週期的に繰返されて居る。

第四節 米産業に對する金融の概況

金融事情は先づ概況の通りであるが、更に同領農業金融、貿易金融の主体とも云ふべき米産業に對し、稻田時代より收穫、精米、輸出に至る迄の金融の經路道程を繰返して畧敘して見れば、先づ苗代田播種より收穫に至る所謂青田時代の一般農家の金融は、青田貸制度と稱して、印度支那銀行より融資する方法はあるが、其利用の範圍が未だ少なく、小農の多くは手近の地方高利貸より融通を受くる外、農家の自作精米資金としては地方米及粃仲買人の手より粃白米を引當に前貸を受くるものがある。此資金は仲買人の自己資金の事もあるが、精米所が此資金を出すことが多い。西貢に隣接するシヨロン市には相當大規模なる精米業者(佛人經營のものもあるが、主に支那人)數十軒存し、之等は精米を專業とするものは少なく大部分は農家より粃を買付、精米して輸出業者に賣渡す商取引を營むが故に、輸出期に於ける取引を豫想し(思惑もあり)豫め粃仲買人をして農家と粃の買付約

定を取結び、其概算額の幾分約半額程度迄を耕作資金其他として前貸して買付権利を取つて置くもので、其貸付期間は收穫前三、四ヶ月より六ヶ月位である。利子は低利で無利子の事もあるが、粃引取の際自己に有利なる相場（農家は市場の事情に疎く不利の立場にある）で仕切つて、前貸金を粃で回収して精算する習慣がある。精米業者の粃買付は此方法によるものが普通で、收穫期に現金買付を爲すものは小數である。斯様に精米業者は非精米時期に於ても相當額の資金が必要であるが、之等資金の幾分は種々なる形式に依つて結局銀行より融通を受くるのである。此所迄は米産業に對する農業金融の部に屬するが、貿易金融としては先づ同地輸出米商が海外輸入商より注文を受け、商談成立の場合には普通直ちに輸入商に銀行確定信用狀 (irrevocable without recourse form) の荷爲替信用狀で其形式は銀行によつて異り、正金、臺銀は D form 小口銀行は Y form である) を開かしめ、地方手形を賣渡さんとする銀行と爲替相場を取定め（爲替相場は時々刻々異動するから取引成立の時見込んだ相場が手形賣渡の時に不利に陥る危険を防ぐ爲めに、最初採算した相場を取定めて置くので之れを爲替の豫約と云ふ）輸出手續完了の時前記信用狀の條件に基いて爲替手形を作り、附帶書類（荷物引換證、送狀、品質證明書、保險證書等）を完備せしめ、之を曩に取定めた相場で其銀行に賣渡し、銀行から代金を受取り精米所に代金を支拂ふのである。併し輸出業者と在外輸入商との取引は直取引の事は少なく、二ヶ月或は三ヶ月先積出の先物取引の契約をするのが普通であるから、

輸出業者も精米所から米を買ふのに同様先物受渡で買取契約をするが、精米所は現品の引渡しに迄に二ヶ月乃至三ヶ月の期間があり、其間に粃の買付資金又は精米諸費として相當額の資金を必要とするので、輸出業者に對し契約と同時に其額の三分の一或は約半額の前貸を申込み。輸出業者は取引銀行より之を借入れ精米所に前貸する。從來印度支那銀行は此融資に當つて精米所の在庫米等擔保を徵求して融通の方法を取つたが、精米所は此擔保提供を好まず、又銀行間の競争上精米所側の希望を入れ無擔保買の方法に出た銀行もあり、旁現在では各銀行とも輸出業者と關係精米所との兩署名ある手形を徵するのみで無擔保貸出を餘儀なくされつゝ、ある有様である。故に萬一精米所が現品引渡以前に破綻等の有る場合は、輸出業者は中間に立ち銀行の債務を負ふ羽目に陥り、輸出業者に採り危険を伴ふものである。又銀行としても債權確保上完全なる形式は備つて居らぬが、同地方に永年行はれつゝ、ある特別商習慣とも見るべきもので輸出業者が此前貸を拒絶するに於ては充分なる買付が出来ず、自己取引に支障を來す爲め今日尙此習慣は改められずに存在して居る。が併し數年前シヨロン市の某大精米所が破綻して數百萬弗の缺損を算した爲め、銀行輸出業者は相當痛手を蒙つた例もある。其處で銀行借入金に精米所が現品の引渡を了して輸出手續を濟ませ、其手形を銀行に賣出して返済し、又同時に精米所の前貸金も精算して全部の決済を了するのである。斯様に米業資金は稻田の初期より融資を必要とし、産米廻り輸出期節に至れば、前記米爲替の供給者市場に

現はれ、西貢の如きは相當大口取引行はれ資金の需要は旺盛で、金融は逼迫して最も繁忙の時期となり、各金融業者は資金調達のため各筋爲替を賣進み、比弗價の昂騰を來し爲替相場は一際上進して強氣配を持続するのを常態とするのである。

第五章 爲替事情並商習慣

第一節 概 說

同領本位貨幣は銀貨(一比弗)なるが故に、爲替は銀爲替である。而して對外的に諸關係上最も密接なる爲替の中心市場は西貢市であるが、大口爲替は市場内で需給状態圓滑ではなく、爲替市場としては寧ろ狭小である。又同地には上海の如く爲替思惑師なるものが殆んどなく、従つて思惑による大口爲替の運用需給が少なき爲め、爲替の需給は一に貿易關係によつて支配せらるゝ状態である。金融の繁閑時期と爲替の繁閑時期とは全く一致して、即ち地方産米の輸出季節は爲替界活況を呈し、供給(賣物)は需要(買物)を超へ、比弗價値の昂騰を告げ、其他の期間は概して貿易の閑散時期で爲替の需給減縮して爲替界は平靜に歸し、比弗價値は下落歩調を採るのを通例とする。尙同領爲替相場は前記貿易事情以外諸事由によつて變動常なく、而も國際爲替上に直接刺戟劑として相場移動の原因を爲すものは、突發的に或は週期的に種々あるが、先づ倫敦銀塊相場の移動、佛國に於ける倫

敦宛爲替相場の騰落及上海、香港兩市場の氣配の強弱が主なるものである。倫敦銀塊相場は周知の如く世界的銀の標準相場であるから、此相場の移動は銀貨本位國たる同領相場の大勢を左右する事は當然である。次に佛國對倫敦宛相場は機關銀行たる印度支那銀行が、各相場の標準となる對倫敦相場、即ち磅相場を建てるに右相場を基準として裁定するが故に、其騰落は關係が重大である。又上海、香港は市場大きく又従つて爲替の需給容易であるから、中樞市場として東洋各地爲替市場を支配する地位を占め、且同領と關係密接なるが爲め、殊に上海は世界唯一の銀需要國たる支那の中央市場で、更に有力なる爲替思惑師あり、常に大口爲替の賣買行はれ、世界的銀相場をも左右する勢力を有するを以て、同市場の強弱動搖は其影響極めて大である。香港市場は從來東洋貿易の仲繼港として市況殷賑を極め、上海と共に重要爲替市場として東洋各市場を支配するの權威を保持したが、一九二五年六月突發した同地支那人海員の罷業は、漸次惡化擴大して廣東對英政廳の爭議と轉じ、遂に經濟的錯誤を生じ、商船の寄港を停止するに至り、同港仲繼貿易は一時杜絶するの情態に陥り、爭議は約一ケ年にして解決したが同港の貿易は減退し尙其他にも經濟的諸事情は不振を來し、同地爲替相場は現在上海相場に追従して高下移動する有様で、爲替市場としての從來の權威は失墜するに至つたが一九二七年に至つて漸く再び舊態に復した。今對佛印關係を貿易の推移より見るに、

一九二四年(香港爭議發生前年)貿易額

輸入 一、三三八八、五九三^{千法} 輸出 一、七七一、五四二^{千法} 總額 三、一六〇、一三五^{千法}
 内譯 主なる貿易國及其額並總貿易に對する比率

國別	輸入	輸出	總額	總貿易額對比
佛國及同植民地	七三三〇八 ^{千法}	三三二一九 ^{千法}	一、〇六五、五七	三三
香港	二四七三〇八	七四三、六四五	九〇〇、九三	三三
支那	二九、九六三	二二、五五六	五二、五二八	〇、七
新嘉坡	四九、八八二	一五、五三一	一〇三、四一三	〇、三
日本	三、七六六	一〇、八九四	一三、七一〇	〇、二

同年産米の輸出状態

總輸出額 一、一〇五、五七〇^{千法} 一、一三三〇^{千噸}

内譯 主なる輸出國及同輸出額並輸出總額に對する比率

國別	價	額	數	量	總輸出額對比
香港	五五、七四三 ^{千法}	二八、〇五六	六、七	一、六	五〇
佛國及同植民地	二八、〇五六	八三、六〇八	五、三	一、二	一、六
支那	五、一三三	三、九四二	〇、四	〇、一	〇、三
新嘉坡	三、九四二	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇

一九二六年貿易額(香港爭議は七、八月頃より緩和され解決を告ぐ)

輸入 二、八六七、三五五^{千法} 輸出 三、八五四、八七二^{千法} 總額 六、七二二、二二七^{千法}
 内譯 主なる貿易國及其額並總貿易に對する比率

國別	輸入	輸出	總額	總貿易對比
佛國及同植民地	一、四五六、五五九 ^{千法}	八五〇、九四四 ^{千法}	二、三〇九、五〇三	三三
香港	四四六、九九九	六六六、八七〇	一一三、八六九	一、六
支那	三二〇、六五八	一一六、二八三	一、四三六、九四一	二、一
新嘉坡	一一〇、九八七	二九、五三二	四二、二九八	〇、六
日本	八九、三六三	三、三八二	四三、一八	〇、七

同年産米の輸出状態

總輸出額 二、六二八、五四四^{千法} 一、五九七^{千噸}

内譯 主なる輸出國及同輸出額並輸出總額に對する比率

國別	價	額	數	量	總輸出額對比
香港	五五、七九八 ^{千法}	三、四七七	二、二	三、〇	一、九
佛國及同植民地	三、四七七	二九、七三六	一、六	五、八	一、一
支那	二、九七三	八、九二四	〇、六	一、三	〇、五
新嘉坡	一、三、八八九	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇

一九二七年貿易額

輸入 二、六八五、八六四^{千法} 輸出 二、九八一、三二七^{千法} 總額 五、六六七、一九一^{千法}
 內譯 主なる貿易國及其額並總額貿易に對する比率

國別	輸入	輸出	總額	總貿易對比
佛國及同植民地	一三四二、六〇五 ^{千法}	六三三、八二〇 ^{千法}	一九七六、四二五 ^{千法}	三、四九〇
香港	四八三、五七三	九五、五五六	一、四二九、〇二九	二、五〇
支那	三九五、〇七	四六八、〇五五	六九七、一六三	一、三五
新嘉坡	二五、六四四	三〇、八九一	四六、五三五	〇、七九
日本	六六、八六五	二、四三三、〇六	三、一〇〇、二〇一	〇、六四

同年産米の輸出状態

總輸出額 一、九〇〇、七五四^{千法} 一六、六五^{千噸}
 內譯 主なる輸出國及同輸出額並輸出總額に對する比率

國別	價	額	數	量	總輸出額對比
香港	七、〇七二 ^{千法}	一、三〇〇、〇〇〇	六、六六	三、八四	三、八四
佛國及同植民地	二五、六一五	一、三〇〇、〇〇〇	三、七	一、七三	一、七三
日本	三、四四五元	三、三六、一〇	八二	一、三三	一、三三
支那	三、三六、一〇	三、三六、一〇	二、三	一、七二	一、七二
新嘉坡	九八、〇六〇	九八、〇六〇	九	〇、五	〇、五

前表に依り香港に於ける爭議發生の前年たる一九二四年並に時局解決の年たる一九二六年に於ける同領貿易の状態を比較するに、一九二四年に於ける對香港貿易額は、九九〇、九九三^{千法}にて同領總貿易額の三割一三に當り對外國貿易中第一位を占め、支那各地向は七分九厘に當り第二位にあり、新嘉坡日本等之に亞ぐ有様にて、同年以前にありても對外國貿易の大半は香港貿易であつた。然るに一九一六年に於ては香港貿易額一、一三三、八六九^{千法}にて、金額に於て前々年に比し幾分の増加を示すも、これは同年中法價は著しき下落の爲め、貿易統計換算相場なる「フラン」相場が最高二七・五〇法、平均一七・二〇法に（一九二四年の平均相場一〇〇・九法）昂進し統計數が従つて尨大したるに因るもので、其輸出割合は總貿易額の一割六分八厘にて約半減してゐる。之に反し支那各地向貿易額は一、四三六、九四一^{千法}を算し、總貿易額の二割一分三厘に當り、輸出割合は前々年の約二倍七分の増加を來し、金額に於ては實に五倍七分強となり、對外國貿易に於て香港と其位置を換へ第一位を占むるに至つた。之移動變轉は香港時局に災せられ同地間貿易一般の減退に基く所であるが、その主なる原因としては同領輸出の大宗品たる産米の貿易經路の轉換に基因する。即ち前記表示の通り一九二四年に於ける産米輸出總額の五割強は香港向輸出にて、支那各地向は僅々四分六厘に當り微々たるものであつたのが、一九二六年に於ては輸出量前々年に比し參拾六萬餘噸を増加し三割四分一厘を占めるに反し、香港向輸出は總額の一割九分六厘といふ著しき減少を示したのである。

四字の増減異動により従來産米の東洋向(主に支那)輸出の大半が香港中繼にて行はれ、對同港の貿易活況を持続したのが、時局發生以來主なる産米の消費地たる上海、廣東初め其他各地は直接貿易を開始したる爲め、香港貿易の減退となり、自然爲替上の地位關係の輕減したる實情が首肯せられる。併し一九二七年に於ては全然舊態に復して、香港が對佛貿易上如何に重要な地位にあるかを雄辯に示してゐる。又一方に於ては同領に居住の華僑は其數約四十萬に達し、領内の商權は殆んど其掌中にある有様にて、多くは廣東、汕頭、厦門等南方支那人にて彼等の國元送金に、資金の調達に、或は輸入品の代金決済に、又は輸出産品代回收等貿易内外の收支多額に上るが、殆んど全部は關係上利便多き香港貨を使用するが爲め、香港爲替の需給運用は同領に於ては比較的圓滑にて爲替關係に於ても香港は更に密接重要な位置にある。

第二節 爲替相場の建て方

爲替相場を建てるには複雑なる方法に依るもので、多方面より各種材料を収集し、之を參酌考慮して決定する。銀爲替市場たる上海、香港に於ては、倫敦標準銀と其地本位貨との純分比と倫敦銀塊相場とにより倫敦宛パリティー(等價)を採算し、更に銀塊相場の前途、氣配及其他金融貿易の趨勢、爲替事情、經濟狀態等を參酌して先づ基準相場となる倫敦宛相場を決定し、之に基き順次各地宛相場を建つるものである。以上は上海、香港とも同地首位銀行たる香上銀行が定め、毎朝及相場

移動の都度(普通は午前午後の二回)一般に公開するので、之を其地の公定相場と云つてゐる。而して其地各銀行等は此公定相場に自行爲替事情等を加味して各々建て相場する故に、公定相場は倫敦銀塊相場の騰落と合致して高低移動するを常とする。が西貢(佛印中央市場)に於ては前記の如く一般指針となるべき公定相場なるものなく、各銀行は自行情形に重きを置き、各自に建て相場する有様であるから、毎朝發表する銀行相場には意外の開きを示し、時には突飛相場の現るゝことがある。此點他市場と稍其趣を異にし、爲替繁忙の季節には狭小なる市場なるに不拘爲替界が混亂するのが常である。従來同地には爲替仲買人(Broker)無く、各銀行は自行相場を公開せず、寧ろ秘密に取扱ひ來つたが、現今は數人の仲買人があり、各行相場は直ちに市場に發表せられ、取引上一段の利便となり、又印度支那、中佛商工、橫濱正金、の各銀行は毎朝相場表を得意先に配布する等、市場の面目は更新しつゝある。印度支那銀行が相場を建てるには各地宛相場の基準となる倫敦宛相場を決定する方法が、上海、香港に於けると異なり、先づ西貢巴里宛相場(フラン相場)と巴里に於ける倫敦宛相場とにより次式連鎖法によりパリティーを算出し之に同行諸事情を參酌加味して決定し、次で各地宛相場を建てるのである。

$$X_p = 1 \text{ piastre}$$

$$1 p = Y_p \text{ (西貢巴里宛)}$$

$$Z(\text{巴里倫敦宛}) = 240 \frac{1}{2} (1Y) \quad \therefore \quad X = \frac{1 \times Y \times 240}{1 \times Z}$$

同行に於る前記西貢巴里宛建て相場は、倫敦銀塊相場及金法價值等より採算するのであらうが、殆んど獨斷的に主に同行爲替事情より打算して、自行有利に建て相場し、更に香港宛相場を自由に伸縮して相場全體を調節するを常とするを以て、時に其相場が倫敦銀塊相場の騰落に逆行し、或は同領經濟界の實情、金融の情勢に適合しない場合がある。是れ他の銀貨國に於けると事情を異にし、裁定方法異なる他銀行相場と大なる開きを示す事のある所以である。

同領に於ける各銀行建の爲替相場は普通

宛宛宛宛宛宛宛宛宛宛宛

里敦育港海本 坡刺 哇谷度

嘉尼 哇谷度

巴倫紐香上日新馬爪盤印

の十一ヶ所で其表示方は從來よりの習慣にて、香港、新嘉坡、盤谷宛は支拂勘定の相場にて先方通貨(相手方通貨)を基準として比弗貨にて相場を建ててゐる。其他は受取勘定の相場にて比弗貨を基準として先方通貨(相手方通貨)にて相場を表示する。而して支拂勘定相場の内香港、新嘉坡宛に限り先方通貨百弗に對し、比弗貨にて相場を現はすに何程割増 (Prime) 或は何程割引 (Escompte) する。例へば

香港宛相場 2% E.

新嘉坡宛相場 10% P.

の如くで、香港宛は香貨百弗に對し、比弗二分割引即ち九十八比弗換への事で、又新嘉坡宛は海峽弗百弗に對し、比弗一割割増即ち百拾比弗換へなることを表はすのである。又

盤谷宛相場 97

は暹羅貨百「タイカル」に對し九十七比弗換へなることを表示するのである。

次に受取勘定の相場は

巴里宛相場 12.30

倫敦宛相場 2/0 $\frac{1}{16}$

紐育宛相場 49 $\frac{1}{2}$

日本宛相場 106

の如くで、内巴里、倫敦宛は一比弗に對する相場で、巴里宛は十二法三十仙換へ、倫敦宛は二志零片十六分の一換への意味で、紐育、日本宛は共に百比弗に對し前者は米貨四十九弗二分の一換へ、後者は百六圓換へなることを表示し、其他は皆之と同様百比弗に對し何程換へなるかを現はすのである。而して輸出旺盛時期等に於て、比弗の需要増進の爲め金融逼迫して比弗の價值が向上するか或は

相手國貨幣價值が下落する場合、受取勘定の相場は其數字が漸次増加して相場は上進し、此反對の場合は其表示する數字は漸減して相場は下落する。支拂勘定の相場は此反對に移動し香港新嘉坡宛の如く P. E. で表はす相場は比弗價值が向上するに従ひ、P. 數は減少し E. 數は増加して相場は下落し、比弗價值が下落すれば表示數は此反對に移動して相場は上進する。一例を擧ぐれば受取勘定の相場である日本宛、105が107に移動したとすれば比弗價值の昂騰したことを示し相場は二圓上進したのである。又支拂勘定の相場である香港宛 P. が Par (本領に於ては佛語 Par を用ひてゐる) に移動したとすれば、比弗價值は昂騰して相場は P. 即ち二比弗丈け下落したので、更に P. E. に動けば相場は又 P. 下落し比弗價值は夫れ丈上進したのである。即ち香港貨百弗に對し百貳比弗換へるものが百比弗換へと轉じ、更に九十八比弗換へに下落した譯である。

次に同領通貨は前に述べたる通り、比弗貨にて政廳豫算等も一八八一年以降比弗建てと定められたが對本國財政的收支及關稅並に佛商人の商品値段の一部 (最近は漸次比弗建てに改めつゝあり) は、法貨建てのもの多く、日常此の收支に當り比弗對金法の換算相場が必要の爲め、本國政府は一八八六年十二月法令を以て印度支那總督に右相場の決定權を附與し、總督は領内會計事情本國貸借關係等を考慮して、毎日定めて之を公示する事となつた。然し實際は中央銀行たる印度支那銀行の相場に基き決定して居る有様である。之を公定相場 (Taux official du Trésor) と云ふ。巴

里宛普通爲替相場の外に此相場があることを附記して置く。

第三節 爲替相場の見方

爲替相場は右銀行單獨に建てるから區々であるが、今印度支那銀行西貢支店相場表を左に掲記すれば

印度支那銀行西貢支店相場(昭和二年六月三十日)

	賣	買	備
巴里宛	T. T. 12.75	(一) 比弗二對十二法七十五仙	
	Vue (D/D或ハSight) 12.80	(同) 十二法八十仙	
倫敦宛	T. T. 2-0 $\frac{3}{4}$	(一) 比弗二對 $\frac{2}{3}$ 志零片四分ノ三	
	Vue 2-0 $\frac{1}{8}$	(同) 二志零片十六分ノ三	
紐青宛	T. T. 50 $\frac{1}{8}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{8}$ 米貨五十弗八分ノ一	
	Vue 50 $\frac{1}{4}$	(同) 五十弗四分ノ一	
香港宛	T. T. 2 $\frac{1}{4}$ %E.	(百) 香港弗二對 $\frac{1}{4}$ 二弗四分ノ一%割引	
上海宛	" 80 $\frac{1}{4}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{4}$ 上海兩八十兩四分ノ一	
日本宛	Vue 106 $\frac{1}{2}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{2}$ 百六圓二分ノ一	
馬尼刺宛	" 101 $\frac{1}{2}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{2}$ 百一「マソ」二分ノ一	
新嘉坡宛	" 11 $\frac{1}{2}$ %P.	(百) 海峽弗二對 $\frac{1}{2}$ 十一弗二分ノ一割増	
爪哇宛	" 125 $\frac{1}{4}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{4}$ 百貳十五圓四分ノ一	
盤谷宛	" 89	(百) 「ライカル」二對 $\frac{1}{4}$ 八十九比弗	
印度宛	" 138 $\frac{1}{4}$	(百) 比弗二對 $\frac{1}{4}$ 百三十八圓比四分ノ一	

右相場表中 T. T. とは英語 Telegraphic Transfer の略字で銀行が電信送金爲替を引受くる賣相場
で、Vne とは佛語で英語の Sight に當る一覽拂の普通送金爲替の引受相場を示し、又物相場 (den-
and draft) と云ふ。距離遠隔の地方向には T. T. 及此 Vne 相場を表して置くのが普通である、
又一地方相場に T. T. 相場若しくは Vne 相場のみを表し、兩相場の並記なき分は其地向電信送金、
普通送金とも同一相場で引受くる事を意味する。併し金額の多寡、銀行爲替事情等によつては夫々
幾分の手心を加へ T. T. と Vne との相場に差を付けるのが普通である。

次に戦争或は財界動搖等の爲め、引受相場を相場表中に掲上出来難き場合に Nominal と云ふ字
を附して表はすことがあるが、之は實際相場でなく所謂名目相場、見當相場である。

而して銀行相場は T. T. 賣相場を基として建て、手形の支拂期日長短如何によつて差異を付け支
拂期日の長さ程相場は悪くなる(賣手に不利)。次に同行に於ける同日の買相場は

印度支那西貢支店相場(昭和二年六月三十日)

		買 相 場	
巴 里 宛	8 J	13.05	
	30 J	13.10	
	60 J	13.20	
倫 敦 宛	8 J	2-1 $\frac{5}{8}$	
	90 J	2-1 $\frac{5}{8}$	

紐 育 宛	30 J	51 $\frac{3}{8}$
香 港 宛	60 J	51 $\frac{1}{2}$
上 海 宛	15 J	4 $\frac{1}{4}$ %E
日 本 宛	30 J	82 $\frac{1}{4}$
馬 尼 刺 宛	60 J	110 $\frac{1}{2}$
新 嘉 坡 宛	10 J	104 $\frac{1}{4}$
爪 哇 宛	30 J	9 $\frac{1}{4}$ %P.
盤 谷 宛		128 $\frac{1}{4}$
印 度 宛		0

右表中 8J, 30J. とある J は佛語 Jours の略字で、英語の Days のことである。即ち手形期日を
表したるもので一覽後八日拂の手形、或は三十日拂手形の銀行買取相場で、各地方別に習慣に依つ
て比較的取引の多き手形の買相場を表してある。内香港宛輸出手形は(普通米手形)一覽後十五日拂
を普通とするが、香港に限り英國法により猶豫日 (Day of Grace) なるもの三日を何れの手形にも加
へる故、同地宛十五日拂手形は十八日拂の手形と同一となる。又盤谷、印度宛買相場の掲上なきは
貿易上同地方宛銀行買のもの少なく日常買相場を建て、置く必要が無い爲めで、取引の起り次第直
に建て相場するのである。

同行に於ける賣買相場の開きは、爲替氣配其他にて一定せぬが大体は、

巴里宛	三十日拂手形	30日—40日	六十日拂手形	40日—50日
倫敦宛	九十日拂手形	1月—1月		
紐育宛	六十日拂手形	1—1½		
香港宛	十五日拂手形	¾—2		
上海宛	三十日拂手形	1½—2½		
日本宛	六十日拂手形	3—4		
馬尼刺宛	十日拂手形	2—3		
新嘉坡宛	三十日拂手形	1¾—2½		
爪哇宛	三十日拂手形	2½—3		

又其他の銀行に於ける賣買相場の開きは、資金關係及爲替手持具合等に依つて各銀行一様でないが、大体右に準じてゐる。又各銀行とも普通相場表には載せないが、電信又は一覽拂手形の銀行買取相場は、F. F. 賣相場を1/2—1%見當の開きで引受ける、同領河内、海防其他の市場は西貢市場が支配してゐるから、同地方各銀行相場は西貢相場に追従して上下するを常態とする。

第四節 貿易關係より見たる爲替情態

佛領印度支那對各地間爲替の區分、數量及決濟模様等は之を的確に知ることが困難であるが、貿易の數字より略其大勢を知り得る。一九二七年度分に就て見れば

支那各地	輸入額	輸出額
	千法	千法
	二二九、五〇七	四六八、〇五五

各地別の貿易状態は不明であるが主要地は廣東、上海、汕頭、厦門にて其五割は廣東、四割は上海残り一割を其他各地の占めるものと見て大差なき模様である。輸出品の内華僑取扱ひのものは委託取引多く、之等の代金は皆印度支那宛送金となるもので、廣東外南支那各地間は輸出入とも香港爲替關係となり、同地にて決濟せらるゝもの多きを以て、對支貿易の約半額は香港爲替となり、上海爲替は同地にて決濟せらるゝもの、外一部は英國爲替或は佛國爲替と轉じて決濟せられる。而して輸出爲替の八〇%は米爲替である。

香 港	輸入額	輸出額
	千法	千法
	四八三、五七三	九三五、四五六

同地向輸出の七七%は米にて、香港爲替としては前記南支那關係爲替をも含めるゝを以て、其額は増大し佛人等の輸出は一部佛國爲替又は英國爲替となりて決濟せられ、又日本爲替の一部は同地を決濟地とする。

輸入額	輸出額
日本 六六、八六五 <small>千法</small>	二九四、三〇六 <small>千法</small>

日本向米の輸出は二三四、五二九千法にて、輸出爲替の大部分は米爲替である。石炭、亞鉛、鑽石等の代金は日本より香港或は佛國宛送金せらるゝものもあるが、現在は少額にて輸出爲替は上海、香港にて決済せらる外、一部は英國爲替となつて決済せられる。

新嘉坡 輸入額	輸出額
一二五、六四四 <small>千法</small>	三二〇、八九一 <small>千法</small>

輸出の大部分は乾魚、鹽魚、米、護謨、豚にて爲替は一部英本國爲替となつて決済せらる。

蘭領印度 輸入額	輸出額
一五〇、三五二 <small>千法</small>	七五、五八八 <small>千法</small>

輸出の殆んど全部は米にて同地間爲替も一部英國爲替となる。

他の歐洲諸國 輸入額	輸出額
五八、五五八 <small>千法</small>	九〇、一九四 <small>千法</small>

歐洲各地爲替は大部分佛國爲替、英國爲替に依つて決済せらる。

輸入額	輸出額
-----	-----

英國 四二、六一八 <small>千法</small>	六七、一四〇 <small>千法</small>
-----------------------------	--------------------------

對英國純貿易額は少量であるが、同領より各地宛輸出せらるゝ米爲替の英國爲替に轉ずるものが多いから、磅爲替は其量大となり倫敦にて決済せられる。

佛國 輸入額	輸出額
一、二六八、二七四 <small>千法</small>	六〇五、六九九 <small>千法</small>
佛植民地 七四、三三一 <small>千法</small>	二八、一二一 <small>千法</small>

對本國及同植民地間の貿易は不勘入超を示し、更に貿易外勘定即ち本國公債其他の募集金、運賃及保險料又は在住佛人の國元送金等同領として支拂勘定となるものが多額に上るが、米其他諸外國向輸出品にして佛國爲替に轉ずるもの亦相當額に達するを以て之等により決済せられてゐる。

斯如同領貿易の大勢は、佛本國及同植民地よりは入超にして諸外國に向つては出超となり（一、二入超國あるも）、一九二六年は總額に於て九億八千七百萬法の輸出超過を示し、爲替は輸出爲替の一部が各地事情により轉々して佛國爲替となり、印度支那の對本國輸入爲替及貿易外支拂勘定と出合ひ決済せられ、其他は英國爲替となつて世界の大市場たる倫敦にて決済せらるゝのである。

第五節 輸出入爲替の種類及手形期限並郵便日數

同領に於ける主なる輸出入爲替を地方別に例舉すると、輸出爲替は佛國向としては米、玉蜀黍、

胡椒、魚油、コブラ、護謨の諸爲替で、香港、支那各地向としては米、皮革類、漆、鹽、乾魚で、新嘉坡向としては米及豚其他の食料品に對する爲替で、又歐洲向、爪哇、比律賓及日本向として米爲替が主である。此外日本向としては海防より生漆を輸出してゐる。次に輸入爲替は佛國より織物類、飲料、金物類、諸器具、器械、紙、其他日用雜貨に對する爲替で、香港並に支那各地よりは支那製各種織物、陶磁器、其他華僑日用雜貨に對する爲替で、英國よりは綿布爲替、新加坡よりはガソニー袋(米袋)、織物類、亞米利加、爪哇よりは石油、砂糖等に對する爲替で、日本よりは總額僅かに五、六百萬圓で甚だ微々たるものではあるが、綿絲布、絹織物、陶磁器、乾物類、染料、石炭等の爲替である。

次に一般に輸出手形と云ふのは荷付爲替手形で、即ち爲替手形に荷物引換證、送狀、保險證券、品質證明書等に附帶せしめて銀行に買取らるゝもので、各地方向とも信用狀付を普通とするが、支那人の爲替は Clean Bill (荷付に非ざる單爲替)が多く又信用狀付のものは殆んどない。馬尼刺向米手形は利付爲替手形(手形面に振出地通貨を記載のもので支拂人は支拂日迄の利息をも支拂ふもの)が普通で、其利率は年七、八歩見當である。次に日本向米手形は昨年四月本邦財界恐慌當時、西貢に於ける印度支那銀行其他外國銀行は相當額の債權(總額五、六百萬弗と推せらる)を所持した爲め西貢市場は意外の動搖を來し、爾來一流銀行の信用狀付に非ざれば各銀行は買取らざる有様となり、

當分此狀態は持續するものと思はれる。保險は買手が契約するもの多く手形期限は普通六十日拂である。又日本よりの輸入手形は普通利付爲替手形(圓手形)で、期限は種々あるが三十日拂のものが多し。其他の地方向手形期限は、香港、南支向手形は一覽後十五日拂、新嘉坡、上海、爪哇向は三十日拂、馬尼刺向は十日拂で、英國及歐洲各地向には六十日、九十日拂のものもあるが、短期限のものが歓迎せらるゝ傾向にある。以上は何れも一定せられた手形期限ではないが、習慣其他にて比較的取引多きものを地方別に例擧したもので、輸入手形は種々あるが大體其地向輸出手形期限と大差なきものと見て差支へない。

西貢には佛國郵船會社其他の定期航路があるが、船腹不充分にて郵便物は香港積換へを要する等の關係上、時に遅延する有様にて正確なる郵便日數は知ることが困難である。が主なる關係地間は大体左の見當である。

日 本	十五日	香 港	五日
倫 敦	四十五日	巴 里	四十日
新 嘉 坡	五日	爪 哇	十日
馬 尼 刺	十日	上 海	十日

第六節 商 習 慣

佛人其他外國人(主に歐洲人)間には特に商習慣と認むるものなく、只地方的取引には掛賣はせず

して現金取引を原則として居る位のものである。又同地貿易商の對外商との取引は、契約書を取換はし豫約取引をするが、商品積出と共に其代金を回収する様外商より信用狀を發行せしむるを普通とする。

佛商其他の外商(歐米人)は支那商を唯一の商賣相手とするが、取引折衝に當り言語並に商習慣に通せざるもの多く、又彼等の信用状態は仲々調査困難なる爲め取引の安固と増進とを期せんが爲め買辨(Comprador)なるものを使備する。買辨とは支那人の一雇員であるが普通雇員とは異なり、其雇主との間に職責を規定した契約書を交換し、身元保證物(現金又は不動産)を提供し、雇傭期間を定め、雇主は顧客との諸取引に對し責任を負はし保證の任に當らしめ、又支那商の信用調査、商況調査及貨幣の眞贋鑑定顧客の吸收紹介に従事せしめ、俸給の外取引に對しては其額に應じ協定の手数料を支拂ふものである。買辨は歐米人の爲め東洋に於ける支那人特殊の雇員とも稱すべきもので、同領に於ける外商は銀行會社は基より、個人商店に至る迄此買辨を使用する。邦人商社も現在は大部分使用して居る。

次に支那商は外人貿易商と直接取引をなす外、在留華僑及土人と地方的營業を營むもの多く香港、新嘉坡、上海、廣東等對外的取引は其地に聯絡店を有し、委託販賣法に依るもの多く、地方的小取引にも六ヶ月内外迄の掛賣をなす風習がある。要するに彼等は自國內の習慣を其儘踏襲しつつある

ので、舊曆五月(端午節)、八月(仲秋節)、十一月(新年末)及舊年末は一般的の決済期である。

既説の通り海防に於ける貿易關係の最も深いのは香港で、其貿易の大部分は支那商の取扱ふ處である。普通銀行爲替により決済されつゝあるが、銀行爲替に依らずして兩地間商取引の決済が輸出入商相互の爲替相殺法に依りて極めて圓滿敏活に且彼等に有利に決済さるゝものが年約三百萬弗に及ぶのである。此場合爲替の賣手が爲替の買手に發行する支那式爲替手形を街單と云ふ。街單による決済の方法は利に敏き華僑が、爲替原理を應用して案出した一信用取引方法にて、貿易業者が銀行爲替を取組む時は相當複雑なる手数を要し、且輸出業者の仕切相場(銀行買相場)と輸入業者の仕切相場(銀行賣相場)との開きが普通「乃至」(銀行の利得)あるを以て、相互の相殺により此差額を彼等の手中に分ち利益を收めんとするものである。例へば海防米商Aが香港同業Bに東京米を輸出して受取るべき代金を有する時に、他方海防雜貨商Cが香港D商より輸入したる雜貨の支拂代金ある場合に、右A・C兩商店は各自に銀行爲替を取組まずして、互に爲替相場及手数料等を協定してCは香港に送金する代りにAに支拂ひAの發行したる街單なる一手形を受取り、之を香港に送るAは香港Bに對し自己受取金の内指定したる金額を街單引換へにDに支拂ふべき通知を發す。而してDはCより送れる街單をBに呈示し、期日に之と引換へに支拂ひを受け、爰にA・B・C・Dの二取引の一部或は全部の債權、債務の決済を了する事となる。而して海防A・C兩店の協定相場は銀行賣

買相場の仲値所にて折合ふを以て、銀行に收めらるゝ差額は兩店に公平に分配せらるゝ利益がある。又街單の期日は協定により一覽拂の事があるが、先づ一覽後七日拂を普通とし、取引極めて簡短にて時に印紙を貼符せざるものさへあり、全く支那人間獨特の信用取引にて領内海防に於てのみ行はるゝ特殊の取引である。

〔終〕

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

終